

令和7年2月27日

和光市議会議長 安保 友博 様

提出者

和光市議会議員

室澤啓二

和光市議会議員

片山義久

和光市議会議員

岩澤脩生

待鳥美光議員に対する懲罰動議

上記の動議を次の理由を付け、地方自治法第135条第2項及び和光市議会
会議規則第160条第1項の規定により提出します。

理由

和光市議会議員による秘密会の議事の漏洩の有無に係る調査に関する外部有識者会議において、和光市議会議員政治倫理調査結果報告書1(3)イに記された行為、待鳥美光議員が「百条委員会の中で、会議録は非公開の部分ではと思います。」と請求者に伝えた行為は和光市議会会議規則第113条第2項に違反する事実であると判断された。

待鳥美光議員は当該百条委員会の秘密会の構成議員であり、少なくとも本件行為時には守秘性は継続しており、当該百条委員会の秘密会の議事内容の存在を公開する本件行為は、守秘義務違反に該当すると判断された。

よって、地方自治法第135条第2項及び和光市議会会議規則第160条第1項の規定により懲罰を課すよう求める。